

令和 8 年 1 月

令和 8 年度  
安全運転管理者等講習業務委託  
に係る公安委員会認定審査要領

香川県警察本部交通部交通企画課

## 令和8年度安全運転管理者等講習業務委託に係る 公安委員会認定審査要領

令和8年度における安全運転管理者等講習業務については、香川県公安委員会が委託業務を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認める法人に委託することとしています。

本講習業務の委託契約を希望される方は、下記のとおり、香川県公安委員会が行う審査により、認定を受けることが必要です。

### 記

#### 1 「安全運転管理者等講習」とは

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第1号に規定する、法第74条の3第1項に定める安全運転管理者及び同条第4項に定める副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）として、公安委員会に届けられた安全運転管理者等並びに自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第19条第1項の規定により読み替えて適用される安全運転管理者等に対して、道路交通法施行規則（昭和35年總理府令第60号。以下「規則」という。）第38条第1項の規定に基づき実施する講習をいう。

#### 2 認定を受けることができる者

講習の委託を受けることができる者は、道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者で、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると公安委員会が認めるもの（法第108条の2第3項及び規則第38条の3）であり、組織、設備及び能力については、具体的に次のとおりである。

##### (1) 組織

ア 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）が、法第51条の8第3項第2号イからヘまでに該当するものでないこと。

（本書末尾参考資料参照）

イ 主たる事務所を県内に有すること。

ウ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報の漏えい、滅失及び損の防止その他個人情報の適切な管理を行うことができること。

## (2) 設備

当該講習を行うために必要なテキスト、DVD等の視聴覚教材、及び講習に使用するパソコン、プロジェクター等の視聴覚機材が整備できること。

## (3) 能力

ア 当該講習業務の実施に当たり、安全運転管理に関する専門的知識及び技能を有している職員を雇用していること。

イ 上記要件を満たす職員を1名以上雇用するとともに、職員以外に講習科目、内容等に応じて専門的知識を有する者を1講習につき1名以上確保できること。

ウ オンラインによる講習に係る機器の設置、撮影、現場対応ができること。

エ 令和8年4月1日から委託業務を確実に履行できる者であること。

なお、令和8年度においては、年間合計20回以上の講習を予定している。

## 3 委託業務について

### (1) 業務範囲

県内全域における安全運転管理者等講習業務

令和8年度においては、安全運転管理者等を対象とした講習を20回以上開催、オンライン講習を6回以上開催する。会場講習をライブ配信し、オンライン講習とすることを可とする。

### (2) 履行場所

ア 安全運転管理者等に対する講習は、各警察署（東かがわ警察署、さぬき警察署、高松東警察署、小豆警察署、高松北警察署、高松南警察署、坂出警察署、高松西警察署、丸亀警察署、琴平警察署、三豊警察署、観音寺警察署）の12単位ごとに実施すること。

イ オンライン講習の実施場所は問わない。受講確認は、適切な場所で行うこととする。

### (3) 委託業務

ア 講習内容の策定に関すること。

イ 講師等の確保に関すること。

ウ 講習用教材等の提供に関すること

エ 受講対象者に対する講習の通知に関すること。

オ 講習の受付及び受講確認に関すること。

カ 講習に対する質疑に関すること。

キ 講習効果の測定及び講習方法の研究に関すること。

ク 講習の運営に関すること。

ケ オンライン講習を実施する場合における機器の設置、撮影、現場対応に関す

ること。

コ オンライン講習の受講者に対する講習修了通知書の発送に関すること。

サ その他講習の実施に関すること。

シ 参考

○令和6年度安全運転管理者等講習実績（受講率100.0%）

管轄警察署	実施回数	受講者数	オンライン受講者数（内数）
東かがわ警察署	1回	102人	22人
さぬき警察署	2回	139人	26人
高松東警察署	1回	198人	60人
小豆警察署	2回	160人	80人
高松北警察署	7回（補講含む）	1,289人	434人
高松南警察署	5回	893人	292人
坂出警察署	3回	327人	75人
高松西警察署	1回	173人	44人
丸亀警察署	6回	619人	129人
琴平警察署	1回	111人	23人
三豊警察署	2回	237人	59人
観音寺警察署	1回	250人	81人

(4) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

#### 4 申請手続

委託契約を希望する方は、次の要領で申請資料を提出すること。

(1) 申請資料（様式用紙等）の配布期間

令和8年1月6日（火）から令和8年1月30日（金）まで

午前8時30分から午後5時まで

※ ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(2) 受付期間

令和8年1月21日（水）から令和8年1月30日（金）まで

午前8時30分から午後5時まで

※ ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(3) 申請資料の配付・提出・問合せ先

香川県警察本部交通部交通企画課安全教育係

郵便番号 760-8579 香川県高松市番町四丁目 1 番 10 号

電話番号 087-833-0110 (内線 5032)

(4) 提出方法

前記(3)の場所に直接持参するか、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により送付すること。（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明できるもの。）

(5) 提出部数

1 部

5 審査要領

審査については、「公安委員会認定申請関係書類チェック表（様式第 7 号）」、「公安委員会認定審査書（様式第 8 号）」により行う。

6 審査結果の通知

審査結果については、電話で通知するとともに、「公安委員会認定審査結果通知書（様式第 9 号）」を郵送する。

7 認定期間

認定日から令和 11 年 3 月 31 日まで

8 その他

申請関係資料の様式については、別記様式のとおり

## 参考資料

### 【法 51 条の 8 第 3 項第 2 号イからホ】

- イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 119 条の 2 の 4 第 2 項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者
- ハ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 12 条若しくは第 12 条の 6 の規定による命令又は同法第 12 条の 4 第 2 項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して 2 年を経過しないもの
- ホ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

様式第1号

安全運転管理者等講習業務委託に係る  
公安委員会認定審査申請書

令和 年 月 日

香川県公安委員会 殿

申請者 住所

商号又は名称

代表者氏名 印

電話番号  
FAX番号

道路交通法第108条の2第3項及び道路交通法施行規則第38条の3の規定により  
公安委員会が委託業務を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認め  
るものとして、下記の書類を添えて申請します。

また、添付資料の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 定款その他目的を証明する書類
- 2 登記簿謄本（登記事項証明書を含む）【法人の場合】
- 3 個人情報保護規程の写し又はこれに係る遵守誓約書
- 4 事業概要書（様式第2号）
- 5 役員の氏名及び住所を記載した名簿（様式第3号）
- 6 役員全員について、道路交通法第51条の8第3項第2号イからホまでのいずれ  
かに該当しないことを誓約する書面（様式第4号）
- 7 安全運転管理者等講習講師に関する届出書（様式第5号）及び組織体制表（責任  
者を明確に記載）
- 8 講習設備一覧表（様式第6号）

様式第2号

### 事 業 概 要 書

(商号又は名称 :

)

区 分	所 在 地	電 話 番 号	
本 店			
支 店 等			
事業内容			
国又は地 方公共團 体におけ る委託実績			
創業年月日	資本金	純資産	総従業員数

## 様式第3号

## 役員名簿

ふりがな 商 号 又は名称		所 在 地		
番号	役職名	氏 名	生年月日	住 所

注) 1 役員名簿は、代表者から順に記載すること。

2 様式を若干変更することは差し支えないが、上記の所定項目に漏れがないようにすること。

様式第4号

## 誓 約 書

次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）とするものでないことを誓約します。

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 拘禁刑又は禁錮以上の刑に処せられ、又は法第119条の2の4第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 3 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- 5 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

香川県公安委員会 殿

令和 年 月 日

所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名

印

様式第5号

安全運転管理者等講習講師に関する届出書

令和 年 月 日

香川県公安委員会 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名

印

安全運転管理者等講習業務の実施にあたり、下記の安全運転管理に関する専門的知識及び技能を有している職員を雇用しております。

また、下記職員以外に講習科目、内容等に応じて専門的知識を有する者を1講習につき1名以上確保いたします。

記

氏 名 生年月日	年 月 日生
本 籍	
住 所	
運転免許の種類 及び運転経歴	免許 ( 年 月 日取得)
交通安全に関する 業務の経歴等	

注 1 運転免許証の写しを添付すること。

2 職員の異動毎に届出書を提出すること。

樣式第 6 号

## 講習設備一覽表

(商号又は名称： )

視聽覺機材

(1) 所有数

## (2) リース台数

リース契約により準備した場合は、契約書の写しを添付すること。

様式第7号

**安全運転管理者等講習業務委託に係る  
公安委員会認定申請関係書類チェック表**

受理番号	申 請 者	
	法人の名称	
	代表者氏名	

	提出書類	チェック欄
1	安全運転管理者等講習業務委託に係る公安委員会認定審査申請書（様式第1号）	適・否
2	定款その他目的を証明する書類	適・否
3	登記簿謄本（登記事項証明書を含む。）	適・否
4	個人情報保護規程の写し又はこれに係る遵守誓約書	適・否
5	事業概要書（様式第2号）	適・否
6	役員の氏名及び住所を記載した名簿（様式第3号）	適・否
7	役員全員について、道路交通法第51条の8第3項第2号イからホまでに該当するものでないことを誓約する書面（様式第4号）	適・否
8	安全運転管理者等講習講師に関する届出書（様式第5号）及び組織体制表（責任者を明確に記載）	適・否
9	設備一覧表（様式第6号）	
注： 上記3の書類は、申請日前1月以内に発行された原本又は写しとする。		
審査年月日 令和 年 月 日		
審査担当者 交通部交通企画課		

**安全運転管理者等講習業務委託に係る  
公安委員会認定審査書**

※ 認定審査の根拠

**【道路交通法第108条の2第3項】**

公安委員会は、内閣府令で定める者に第1項第1号、第3号から第9号まで、第11号から第13号まで、第15号若しくは第16号に掲げる講習又は前項に規定する講習の実施を委託することができる。

**【道路交通法施行規則第38条の3】**

道路交通法第108条の2第3項の内閣府令で定める者は、道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者で、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると公安委員会が認めるものとする。

申 請 人	名称				
	主たる事業所の所在地				
	代表者の 本籍				
	住所				
	ふりがな				
	氏名				
生年月日					
審査内容	審査結果		確認書類		
○ 道路における交通の安全に寄与することを目的としていること。	適・否	定款その他目的を証明する書類			
○ 当該講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すること。					
組織	役員が、次のいずれかに該当するものでないこと。				
	1	【法51条の8第3項第2号イからホ】			
		イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	適・否	様式第3号 様式第4号	
		ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法第119条の2の4第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者。	適・否	様式第3号 様式第4号	
ハ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者	適・否	様式第3号 様式第4号			

		ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの。	適・否	様式第3号 様式第4号
組織	1	ホ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者	適・否	様式第3・4号
	2	主たる事務所を県内に有していること。	適・否	様式第2号 登記簿謄本
	3	個人情報保護法に基づき、個人情報の漏えい、滅失及び損の防止その他個人情報の適切な管理を行なうことができること。	適・否	当該規程の写し又は遵守誓約書
設備	4	当該講習を行うために必要なテキスト、DVD等の視聴覚教材、及び講習に使用するパソコン、プロジェクター等の視聴覚機材が整備できること。	適・否	様式第6号
	5	当該講習業務の実施にあたり、安全運転管理に関する専門的知識及び技能を有している職員（専任講師）を確保できること。	適・否	様式第5号
能力	6	上記専任講師以外に講習科目、内容等に応じて専門的知識を有する者を1講習につき1名以上確保できること。	適・否	様式第5号
	7	令和8年4月1日から委託業務を確実に履行できるものであること。	適・否	様式第2号
最終審査結果		前記審査の結果、適格と認めます。		
		審査年月日	令和 年 月 日	
		審査担当者	交通部交通企画課	

様式第9号

第 号  
令和 年 月 日

(主たる事業所の所在地)

(法 人 の 名 称) 殿

(代 表 者 の 氏 名)

香川県公安委員会 印

## 公安委員会認定結果通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった、令和8年度安全運転管理者等講習業務委託に係る公安委員会認定審査の申請については、審査の結果、下記のことについて（適格・不適格）と認定しましたので通知します。

記

- 1 業務 道路交通法第108条の2第3項及び道路交通法施行規則第38条の3の規定に基づく令和8年度安全運転管理者等講習業務
- 2 期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日
- 3 注意事項 認定後に、法人の名称、主たる事業所の所在地、代表者の氏名の変更があったときは、都度、遅滞なく変更事項を証する書類を香川県公安委員会に提出して変更を届け出ること。